南知多町役場庁舎敷地内におけるキッチンカー募集要項

１ 目的

南知多町役場庁舎周辺における賑わいの創出、職員の福利厚生及び来庁者の利便性の向上を目指すことを目的とする。

２ 概要

⑴ 場所　南知多町大字豊浜字貝ケ坪１８番地　南知多町役場　国旗掲揚所前

（別添「キッチンカー出店可能場所」のとおり）

⑵ １区間　約２０平方メートル

⑶ 出店形態

・キッチンカーによる昼食を主とした飲食物の販売

※ ただし、酒類及び町が不適切と判断したものは禁止とする。

・町が指定した場所への幟等の設置は可とする。

⑷ 出店可能日

役場開庁日

※出店日については、今後の運用状況や役場の事情を踏まえ変更する可能性がある。

⑸ 使用可能時間

午前９時から午後５時１５分まで（準備、撤収時間含む。）

⑹ 使用料

・キッチンカー１台につき

町内事業者 日額１，０００円 町外事業者 日額２，０００円

・使用前に町指定の納付書により納付し、企画財政課において確認を受けること。

・納付された使用料は、いかなる理由があっても返還しない。

⑺ その他の経費

出店に係る費用は、出店者の負担とする。

３ 応募資格

⑴ 食品衛生許可証等、実施にあたり法令により必要となる許可、資格等を有する者。

⑵ 暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）でない者。また、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していない者。

⑶ 生産物賠償責任保険（ＰＬ保険）又はそれに準ずる保険に加入している者。

⑷ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続きの申立てを行っていない者。

⑸ 南知多町において、税及び料の未納がないこと。

４ 使用条件

⑴ 発電機や火気を使用する場合、消防等関係機関の指導に従い、消火器の設置等、必要な措置を講じること。

⑵　出店者は、食品衛生責任者等の資格を有するものとし、出店の際、原則、食品衛生責任者等の資格を有するものが現場に常駐すること。

⑶　出店者は、出店行為に関して発生した事故や苦情に対して、全ての賠償責任を負うこと。

⑷ 出店者は、必要に応じて車両の自然発車を防止するに足る性能を有する輪留めを使用する

こと。

⑸ 敷地内への車両の乗り入れ、車両の駐車については、路面を傷めない措置を講じること。

⑹ 車両を移動する際には、周囲の安全等を確認し、事故防止を徹底すること。

⑺　音響設備や拡声器等、騒音となりえる機器は使用しないこと（発電機等必要な機器は除く。）

⑻ 庁舎敷地内での呼び込み、宣伝は行わないこと（区画内の看板等は除く。）。

⑼　食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）をはじめとする関係法令を遵守すること。

５ 使用制限

⑴ 使用可能な電源や水道はないため、必要な場合は、出店者で用意すること。

⑵　使用可能な排水設備はなく、トイレ等での排水もできないので、調理汚水等は持ち帰り処分すること。

⑶　出店者でゴミ箱を設置し、発生したゴミは当日に全て持ち帰ること。庁舎内のゴミ箱及び敷地内への投棄は禁止とする。

⑷　敷地内での汚れの飛散等が予想される場合には、ブルーシート等で対策をすること。

⑸ 庁舎建物への導線上に車両を駐車しないこと。

⑹　簡易テントの設置は可とするが、ペグ等を地面に打ち込み固定することはしないこと。

⑺ 敷地内は全面禁煙とする。

⑻ 酒類の販売及び町が不適切と判断したものは禁止とする。

６ 使用手続

⑴ 申込書兼誓約書の提出

出店を希望する事業者は、はじめに別添申込書兼誓約書および以下の書類を提出すること。

ア 食品衛生責任者証又はそれに代わる資格証明書の写しイ 製造、販売、営業等に関する許可証の写し

ウ 生産物賠償責任保険（ＰＬ保険）等の証明書の写し

エ キッチンカーに係る自動車検査証又は自動車検査証記録事項の写しオ 運転免許証等の本人確認ができる書類の写し

※ 各種証明書の有効期限が切れた場合は随時更新したものを提出すること。

　　⑵　行政財産目的外使用許可申請書の提出

①申込書兼誓約書等の提出後、原則出店を希望する前月の第３水曜日までに行政財産目的外使用許可申請書を提出すること。

②期限以降の申請については、空いている日であれば随時受け付ける。

　※町が公表する出店カレンダーを確認すること。

⑶ 出店スケジュールの調整

出店スケジュールの調整については、出店機会を広く提供する観点及び販売種類の多様化による利便性向上の観点等から必要な範囲で調整を行う。

なお、調整内容についての質問は一切受け付けない。

⑷ 出店スケジュールの調整結果の通知

出店スケジュールの調整結果は、申込書兼誓約書に記載のメールアドレスに通知する。

⑸ 提出方法

・持参、郵送又はメールで提出すること。

※郵送の場合、書類を提出した旨を企画財政課へ電話すること。また、郵送の場合、募集期間内に必着すること。

※持参の場合は、開庁日のみ受付をする。

・提出された書類は返却しない。また、必要に応じて訂正を依頼する場合がある。

７ 出店許可の決定

出店許可および詳細事項については、メールにて許可の旨を通知する。メールを確認した旨を企画財政課宛てに返信すること。返信がない場合又はメールアドレスがない場合は、電話で連絡する。

８ 出店中止等

⑴ 出店の取消し

強風等の悪天候により事故の恐れがあると認められる場合及び当事業の実施が不適切であると考えられる場合、出店の中止を命じる。この場合、準備等に要した費用は事業者負担となり、町からの補償は一切行わない。支払済の行政財産目的外使用料については、本人からのキャンセル及び町からの中止命令であっても理由を問わず返金しない。

⑵ 出店のキャンセル

事業者の都合によるキャンセルは、営業開始時間までに申し出ること。その場合は、行政財産目的外使用料は徴収しない。

９ その他

⑴ 出店許可決定後又は出店中に、役場利用者等との間で看過できない問題等が 生じ、町が出店を認められないと判断した場合には、許可の決定を取り消す。

⑵ 調整の結果、出店を認めない場合は、メールにて通知する。

⑶ 出店する権利を第三者に譲渡、又は転貸することを禁ずる。

１０ 問合わせ先

〒４７０－３４９５

南知多町大字豊浜字貝ケ坪１８番地

南知多町役場 総務部企画財政課

TEL :０５６９－６５－０７１１

Mail :[kikaku@town.minamichita.lg.jp](mailto:soumu@city.ama.lg.jp)

キッチンカー出店　申込書兼誓約書

令和　　年　　月　　日

南知多町長　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 事業者名 |  |
|  | 住　　所 |  |
| 代表者氏名 |  |
|  | 電話番号 |  |
|  |  |  |

下記のとおり、申し込みいたします。

記

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主に販売するもの |  | | | | | |
| 使用責任者 | 氏名 | |  |  |  | |
| 緊急連絡先（携帯電話） | |  | 連絡用メールアドレス | | |  |

誓　約　書

私は、キッチンカー出店の申込にあたり、次の事項を誓約いたします。

１　申込手続に必要な書類の提出にあたり、南知多町役場庁舎敷地内におけるキッチンカー募集要項の内容について十分理解し、これを承知したうえで申込いたします。

２　食品営業許可や生産物賠償責任保険等の資格を有し、関係法令を遵守します。

３　食品の苦情、返品、事故などが生じたときは責任をもって対処し、その処理に係る費用は全額負担します。

４　提出書類に記載した事項は、事実と相違ありません。

令和 年

月

日

行政財産目的外使用許可申請書

南知多町長 様

(申請者)

住所氏名

行政財産の使用を、下記のとおり許可してください。

記

１ 使用しようとする行政財産

南知多町役場の敷地の一部スペース（町指定の場所） ２０㎡

２ 使用の目的

キッチンカーを設置し、飲食物を販売する。

３ 使用希望日

令和　　年　　　月　　　日

４ 使用方法

キッチンカーを設置し、飲食物を販売する。

５ その他

※ 使用を許可した後に、当該許可に係る行為が暴力団の利益となる行為に該当することが明らかになった場合は、当該許可を取消しすることがあります。

